

〔 1 〕 特 許

(1) 特許明細書（番号順）

種 別	名 称	整 理 区 分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	特 許 番 号	特許年月日
公 報	特 許 明 細 書 （ 特 許 公 報 ）	特 許 番 号 順	明 23	特許第 597 号 ～ 同第 892 号	明 22.1.9 ～ 明 23.5.31
			明 23.8.23 ～ 明 42.10.31	特許第 893 号 ～ 同第 17329 号	明 23.6.2 ～ 明 42.10.30
	特 許 明 細 書 （ 特 許 発 明 明 細 書 ）		明 42.12.15 ～ 大 12.8.1	第 17330 号 ～ 第 45539 号	明 42.11.15 ～ 大 12.6.29
	大 13.7.4 ～ 昭 22.12.27		第 60001 号 ～ 第 174800 号	大 12.12.24 ～ 昭 22.8.13	
	昭 23.2.27 ～ 昭 31.12.28		第 174801 号～ 第 216017 号	昭 22.8.13 ～ 昭 30.8.31	
	特 許 番 号 順 公 報			第 183095 号 ～ 第 214594 号	
特 許 明 細 書 （ 秘 密 解 除 ） （ 特 許 発 明 明 細 書 ）		昭 23.10.1 ～ 昭 23.11.1 昭 31.3.1	特許発明 1572 件		

摘 要	発行状況	備 考
<p>特許番号、出願年月日、特許年月日、特許権者、発明の名称、発明の詳細な説明、特許請求の範囲、発明者、図面</p>		<p>専売特許条令（明 18.7.1施行） 特 許 条 令（明 22.2.1施行）</p>
<p>特許番号、分類、出願年月日、特許年月日、特許権者、発明の名称、明細書全文 特許に関する審決及び判決、特許権の移転、弁理士に関する記事その他の特許局並びに工業所有権に関する必要事項又は参考事項を併載</p>		<p>特 許 法（明 32.7.1施行） 特 許 法（明 42.11.1施行） 明 18、専売特許条令施行とともに、特許分類発足</p>
<p>特許番号、分類、出願年月日、特許年月日、発明者及び特許権者の住所氏名、明細書（発明の名称、発明の性質及び目的の要領、図面の略解、発明の詳細な説明、発明の相互関係、特許請求の範囲、付記）図面 大 11. 1.11 法律改正により、以後同法の適用を受ける特許発明については、出願公告番号を併記し、公告年月日の欄が設けられた。</p>		<p>明 42.12 以降、特許発明に関する公報については、特許公報（抄録 目録へ）特許発明明細書（全文）の 2 種類を発行することにした。</p> <p>大 12. 9. 1 の大震災による原簿、出願書類等の焼失のため、当時焼失前の最終特許番号が不明だったので、特許番号の重複をさけるため、番号を 1 万台飛ばして、特許第 60001 号をもって、原簿焼失後の最初の特許番号としている。</p>
<p>特許番号、分類、発明者及び特許権者の住所氏名、公告年月日（公告番号）、特許年月日、出願年月日（出願番号）、公報発行年月日、発明の名称、発明の性質及び目的の要領、図面の略解、発明の詳細な説明、特許請求の範囲、図面</p>		<p>整理番号の工業所有権公報により一部掲載（抄録）にて出願公告後特許となったもの。以後、特許発明明細書は、公告後その内容に変更のない場合は、その公告公報と特許目録をもって、特許発明明細書にかえ、変更のあった場合は、その旨特許庁公報に公告し特許目録と併せて、特許発明明細書に変えることにした。</p>
		<p>昭 25 ~ 昭 30. 3 の間の公告公報に特許番号を付して特許番号順に並べかえたものであり、整理番号に該当しないもの。</p>
		<p>昭 23. 7.15 の法律改正によって旧法に基づく軍事上の秘密による秘密特許の指定が解除されたものを収録している。</p>

(2) 特許公報 (番号順)

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	公告番号	公告年月日
公 報	特 許 公 報	公告番号順	大 11.6.9 ~ 大 11.12.27	第 1 号 ~ 第 840 号	大 11.6.9 ~ 大 11.12.27
			大 12.1.10 ~ 大 12.8.24	第 50000 号 ~ 第 52180 号	大 12.1.10 ~ 大 12.8.24
			大 13.5.21 ~ 大 15.12.24	第 1 号 ~ 第 11310 号	大 13.5.21 ~ 大 15.12.24
			昭 2.1.12 ~ 昭 22.12.26	昭 2 第 1 号 ~ 昭 22 第 2100 号	昭 2.1.12 ~ 昭 22.12.26
			昭 23.2.10 ~ 昭 24.12.23	昭 23 第 1 号 ~ 第 3500 号 昭 24 第 1 号 ~ 第 4950 号	昭 23.2.10 ~ 昭 24.12.23
特許公報 (工業所有権公報)					
	特 許 公 報		昭 25.1.11 ~ 昭 63.2.29	昭 25 第 1 号 ~ 昭 63 第 9600 号	昭 25.1.11 ~ 昭 63.2.29

摘 要	発行状況	備 考
<p>出願公告公報：公告番号、分類、願書番号、出願年月日、公告年月日、発明者、出願人、代理人、発明の名称、出願の要旨</p> <p>旧法適用に基づくもの：特許番号、分類、出願年月日、特目的の要領、特許請求の範囲</p> <p>特許番号に対して、出願公告番号を対照させた現在の目録のような形式の対照表を適宜併載</p> <p>特許出願公告第 439 号から出願の要旨とあるのを「発明の性質及び目的の要領」、「特許請求の範囲」の 2 項目に改めている。</p> <p>昭 15 特許出願公告第 4694 号から、発明の性質及び目的の要領の欄を削除した。</p>		<p>大 12. 1 以降、特許出願公告番号を特許番号と同一の番号とするため、特許出願公告番号を 50,000 台に飛ばすこととし、この試みは、大 12. 9 の大震災まで引き続いて行われている。</p> <p>大 12.9 の大震災後、発行された特許公報は、前掲の特許出願公告番号と特許番号を同一とすることを廃止し、また特許出願公告番号の表示に年次を付すこととした。例えば、大 13 特許出願公告番号第 1 号と表示するように改めている。大正期間中の出願公告番号は、年に拘わらない通し番号である。</p> <p>年号の昭和改元に伴って、特許公報の発行番号を更新し、第 1 号に改め、特許出願公告番号も毎年第 1 号に更新している。 工業所有権法戦時特令（昭 18.12.10 ~ 昭 21.11.15）の間は出願公告制度中止、特許公報発行停止</p>
<p>出願公告目次 特許出願公告 発明の名称、公告番号、分類、公告年月日、出願年月日、願書番号、出願人、発明者、代理人、特許請求の範囲、主要な図面</p>		<p>この期間は、実用新案及び商標の出願公告と合体して、工業所有権公報として発行された。 昭 23.1.1 新分類体系となる。</p>
<p>標題部（昭 25.1 ~） 分類（主、副分類）、出願公告番号、公告年月日、出願年月日、出願番号、抗告審判番号、優先権主張年月日、原出願番号、国名、出願の変更、出願の分割、追加特許出願の表示、発明者、出願人、代理人、復代理人 明細書本文 発明の名称、発明の性質及び目的の要領、図面の略解、発明の詳細な説明、発明相互の関係、特許請求の範囲、付記、図面 註 昭 28.1 ~ 発明の性質及び目的の要領の欄を削除する。 昭 36.1 ~ (イ) 出願人において権利譲渡または実施許諾の用意がある旨の欄が設けられている。</p>		<p>昭 25 以降全文公告制が採用され出願公告が決定されたものは、特許公報、実用新案公報及び商標公報に全文掲載される現在の様式（規格体裁）に統一された。 特許法（昭 35.4.1 施行） ・昭 44.4.1 ~ 掲載体裁を変える。 ・昭 47. 7. 1 ~ 7 産業部門をさらに 14 区分別にする。 ・昭 55. 1. 1 ~ 分類が国際特許分類に一本化されたため、発行部門を全面的に改正し、新たに 7 部門 26 区分別に発行。 昭 60 追加の特許制度廃止</p>

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	公告番号	公告年月日
公報	特 許 公 報	公告番号順			
	特 許 審 判 請 求 公 告			257 ~	

(3) 特許公報 (分類別)

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	特許又は公告番号	特許又は公告年月日
公報	特 許 公 報 (公 告)	分類別	昭 63.1.5 ~ 平 5.12.24	昭 63 第 1 号 ~ 平 5 第 88920 号	昭 63.1.5 ~ 平 5.12.24
	特 許 公 報		平 6.1.5 ~ 平 8.3.29 C D - R O M	平 6 第 1 号 ~ 平 8 第 34772 号	平 6.1.5 ~ 平 8.3.29
			平 8.5.29 ~ C D - R O M	2500001 ~	

摘 要	発行状況	備 考
<p>(ロ) 発明相互の関係が追加の関係という表示にかわる。</p> <p>(ハ) 引用文献の欄が設けられる。</p> <p>昭40.1～ 優先権主張に基づく出願において、第1国の出願番号を記載する。</p> <p>昭44.4.1～ (イ) 公告公報第一頁に表示される各種事項にはI C I R E P A T識別番号が付与される。</p> <p>(ロ) 公告年月日に西暦が併記される。</p> <p>(ハ) 併合出願に対する分類の表示方法が変わる。</p> <p>昭45.10.1～ 国際特許分類が日本特許分類とともに付与される。</p> <p>昭55.1～ 分類が国際特許分類に一本化される。</p> <p>昭60.1 担当審査官名を記載</p>		<p>平成6年よりCD-ROM公報による発行。(詳細は〔7〕CD-ROM公報の項を参照して下さい。)</p> <p>付与後異議制度導入により、平成8年3月29日で発行を終了。</p>
<p>特許公報に時おり掲載される請求公告をまとめたもの。</p>		<p>申立てできる期間が制限されたので件数は非常に少ない。</p>

摘 要	発行状況	備 考
<p>全文掲載</p>		<p>平成6年1月からは、特許庁発行の紙公報停止。</p> <p>平成6年よりCD-ROM公報による発行。(詳細は〔7〕CD-ROM公報の項を参照して下さい。)</p> <p>国際特許分類サブグループ別に分類整理した。</p> <p>付与後異議制度導入により、平成8年5月からは、特許(公告)公報に代わり特許公報を発行。</p>

(4) 公開特許公報(番号順)

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	公開番号	公開年月日
公報	公開特許公報	公開番号順	昭46.7.16 ~ 平63.2.29	昭46 - 1 ~ 昭63 - 48300	昭46.7.16 ~ 平63.2.29

(5) 公開特許公報(分類別)

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	公開番号	公開年月日
公報	公開特許公報	分類別	昭63.1.5 ~ 平4.12.25	昭63 - 1 ~ 平4 - 373400	昭63.1.5 ~ 平4.12.25
抄録	公開特許英文抄録	発行順		昭51 - 111001 ~	昭51 ~

摘 要	発行状況	備 考
<p>標題部 分類（主、副分類）、庁内整理番号、出願番号、出願年月日、公開番号、公開年月日（西暦も併記）、審査請求の有無、発明の名称、特許請求の範囲に記載された発明の数、発明者、出願人、代理人、復代理人、優先権主張年月日、国名、原出願番号</p> <p>明細書本文 発明の名称、特許請求の範囲、発明の詳細な説明、図面の簡単な説明、図面、手続補正書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭 50.1 ~ 国際特許分類が日本特許分類とともに付与される。 ・昭 55.1 ~ 分類が国際特許分類に一本化される。 		<p>特許法（昭 46.1.1 施行） 出願公開制度実施 出願後 1 年 6 月経過した願書、明細書、図面、補正書等を公開特許公報として発行した。</p> <p>平成 5 年より CD-ROM 公報の発行。 平成 6 年より CD-ROM 公報のみの発行。 （CD-ROM 公報の詳細については〔7〕の項を参照して下さい。）</p>

摘 要	発行状況	備 考
<p>全文掲載 昭 62 一部改正により多項制となり、標題部の中も請求項の数と変更 平 2 一部改正により要約書の提出が必要となり、標題部にも掲載</p>		<p>特許法（昭 46.1.1 施行） 補助類別に分類整理した。 昭 55.1 ~ 国際特許分類サブグループ別に分類整理した</p>
<p>発明の名称、公開番号、公開年月日、国名コード、出願番号、出願年月日、出願人、発明者、分類（主、副分類）、目的、構成、代表図</p>		<p>現在、C、E、M、P 部門別に作成、分類索引、人名索引も併載 平成 6 年より CD-ROM による発行</p>

(6) 公表特許公報・再公表特許公報（番号順）

種別	名 称	整理区分	所 蔵 範 囲		
			発行年月日	公表番号	公表年月日
公 報	公 表 特 許 公 報	番 号 順	昭 54.7.26 ~ 平 7.10.26	昭 54 - 500001 ~ 平 7 - 509837	昭 54.7.26 ~ 平 7.10.26
			平 8.1.9 ~ C D - R O M	平 8 - 500001 ~	平 8.1.9 ~
	特許協力条約に基づいて国際公開された 日 本 語 特 許 出 願 (再 公 表 特 許 公 報)		昭 54.8.9~ 平 7	国際公表番号 W O 79 / 00329 ~	国際公開日 1979.6.14 ~

摘 要	発行状況	備 考
<p>公表番号、公表年月日、分類、審査請求の有無、部門区分、発明の名称、出願番号、出願日、翻訳文提出日、国際出願番号、国際公開番号、国際公開日、優先権主張年月日、発明者、出願人、代理人、指定国、明細書等</p> <p>昭 58 ~ 予備審査請求の有無</p>		<p>日本を指定国とする日本語以外による国際出願であって、国際公開がなされかつ翻訳文の提出があったもの</p> <p>平成 8 年より C D - R O M 公報の発行。</p>
<p>出願番号、分類、国際公開番号、国際公開日、国際出願番号、国際出願日、優先権主張番号、優先日、優先権主張国、出願人、発明者、指定国、発明の名称、明細書等</p>		<p>日本を指定国とする日本語による国際出願であって、国際公開されたもの</p> <p>平成 8 年より C D - R O M 公報の発行。</p>